

令和7年度みはる野自治会総会書面評決協議書

みはる野自治会運営に必須です。必ずご提出お願いします。

該当する番号を○で囲んでください

1. 令和7年度みはる野自治会定期総会における各議案につき賛成いたします。

1. を○で囲んだ方は

2. 令和7年度みはる野自治会定期総会における各議案について裏面別紙の通り賛否及びその理由を述べます。

2. を○で囲んだ方は裏面別紙の議案ごとに賛否又は意見の番号を○で囲み

3. 下記をご記入ください。

令和7年 月 日

住所

氏名

4月19日（土）までに令和6年度の班長さんにお届けください。

班長さんは4月20日（日）の9時から17時までに
自治会館にお届けください

自由記入欄

この線に沿ってハサミで切り離してください

別紙

第1号議案 令和6年度事業報告について

1. 賛成 2. 反対 3. 意見

第2号議案 令和6年度決算報告・監査報告について

1. 賛成 2. 反対 3. 意見

第3号議案 令和7年度みはる野自治会体制（案）について

1. 賛成 2. 反対 3. 意見

第4号議案 令和7年度事業計画（案）について

1. 賛成 2. 反対 3. 意見

第5号議案 令和7年度みはる野自治会予算（案）について

1. 賛成 2. 反対 3. 意見

報告事項に関する意見欄

令和7年度みはる野自治会総会

書面評決議案書

- 配布日 令和7年4月1日（火）～
- 書面決議書回収締日 令和7年4月19日（土）

みはる野自治会の情報共有のツール



みはる野 LINE 公式アカウント
(閲覧専用どなたでも
お友達になれます)



『いちのいち』で検索 〒243-0208 を選択
厚木市推奨電子回覧板
(みはる野自治会会員専用会話型)

みはる野自治会

HP : <http://miharunoweb.blog101.fc2.com/>

E-mail : miharuno1@outlook.jp

自治会携帯 : 070-1256-3167

(ショートメールでご利用ください。)

みはる野自治会総会書面評決議案書目次

1	書面評決決議書（切り取り線から切り取ってご提出ください）	1
2	みはる野自治会館議案書目次	5
3	令和6年度の自治会活動を振り返って	6
4	第1号議案 令和6年度事業報告	8
5	第2号議案 令和6年度みはる野自治会決算報告書と監査報告	10
6	第3号議案 令和7年度 みはる野自治会 体制（案）	15
7	第4号議案 令和7年度 事業計画（案）	16
8	第5号議案 令和7年度 みはる野自治会予算（案）	18
9	報告事項	
	・令和6年度（昨年度）書面評決結果報告書	22
10	その他の資料	
	① みはる野自治会規約	25
	② みはる野自治会内規	30
	③ みはる野自治会細則	32
	④ みはる野自治会役員推薦委員会細則	34
	⑤ みはる野自治会ボランティア支援細則	35
	⑥ みはる野自治会推薦団体委員支援細則	36
	⑦ みはる野自治会館運営細則	37
	⑧ みはる野ふぉーらむ規約	39
	⑨ 令和7年度みはる野自治会関連団体委員一覧表	41
	⑩ みはる野自治会自主防災隊の組織、役割、防災計画	42
	⑪ ご協力をお願いします	48

令和6年度の活動を振り返って（6年間の総括）

1. 自治会の役割は地域の居住環境を整備すること

自治会の基本的な役割は、地域住民が快適で安心して暮らせる環境を整えることです。これには、防災訓練の実施、ゴミの分別指導、地域美化活動などの環境整備が含まれます。地域の課題を把握し、住民の意見を取り入れながら、住みやすい地域づくりに努めることが役員会に求められています。

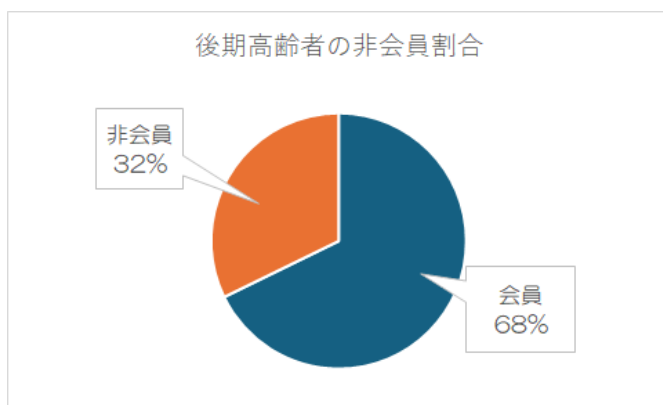
2. そのためには自治会長を選任することが必要条件

自治会には、リーダーシップを発揮できる自治会長の存在が不可欠です。自治会長は、地域住民とのコミュニケーションを自治会携帯（070-1256-3167）で行う他、行政からの依頼、自治連役員会及び自治連定例会に出席し事案を受領、それにより各種活動を効果的に推進する役割を担います。これは自治会長には事務的に大きな負担になります。

この対策として、「みはる野ふぉーらむ」がその任にあたる、自治会事務局を設置し軽減をはかることを提案しています。会長選任にあたっては、地域の信頼を得ている人物を選び、自治会役員推薦委員会細則により選出することになっています。

今回は3月の推薦委員会で選任することができなかったので、次期会長が決まるまで代行することになりました。

3. 後期高齢者の68%が自治会員になっているのでその方たちへの施策として



後期高齢者の68%が自治会員として活動している現状を鑑みて、以下の施策を次期役員会に提案します。

- ・敬老祝い品1500円相当の品物をお届け（役員会で審議）
後期高齢者の方々への感謝の気持ちを込めて、敬老祝い品をお届けします。この贈り物は、コミュニティへの貢献に

対する感謝の意を表し、喜びを感じてもらうことを目的としています。

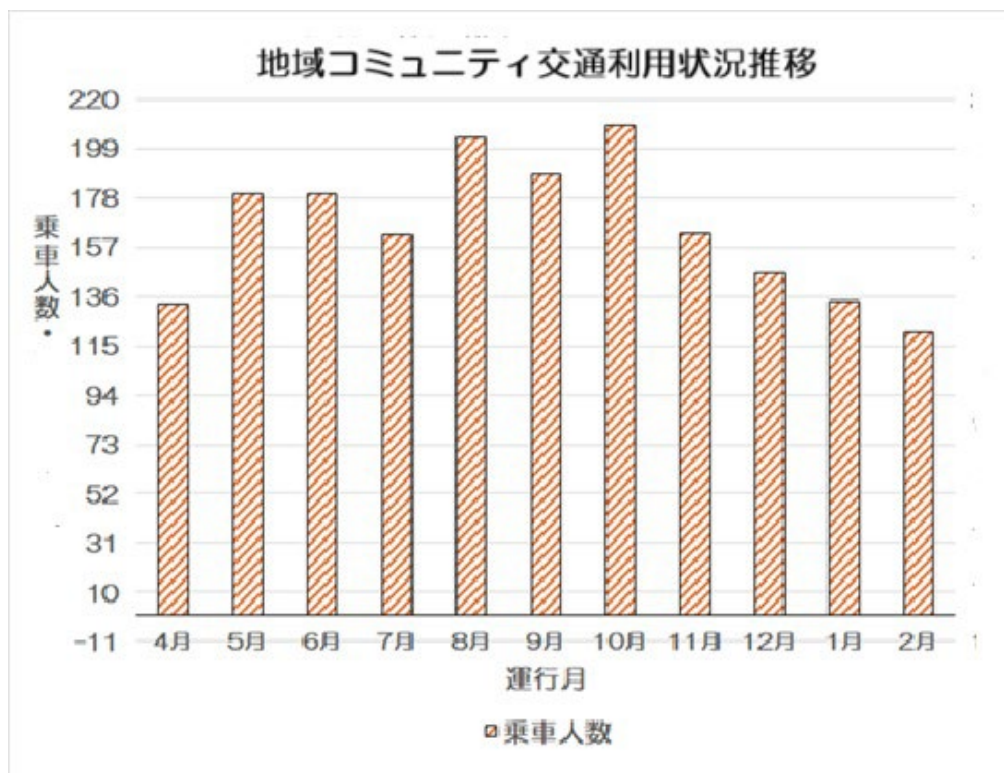
- ・準会員への勧め（非会員へも勧め）

後期高齢者がより多くの活動に参加できるよう、準会員制度があります。これにより、地域活動に対する参加のハードルを下げ、多くの高齢者が積極的に関われることを目的としています。

4. 地域コミュニティ交通の利用状況説明

地域コミュニティ交通の利用状況について説明します。地域コミュニティ交通は、地域住民

の移動を支援する重要なサービスであり、特に高齢者にとって必要不可欠です。現在の利用状況を報告し、利用者からサービスの改善点や拡充を地域コミュニティ交通運営委員会に提言します。



5. 令和6年度の自治会総会書面評決結果報告書意見要望の対応状況

令和6年度の自治会総会書面評決結果報告書に基づき、今期の役員会で達成できなかったものは、次期役員会へ提案を行います。住民からの意見や要望を反映し、自治会の活動方針や施策をより良いものにするための意見要望は大事です。

この意見要望には、組織体制の見直し、環境整備、防災対策、地域コミュニティ交通の改善、高齢者支援など、自治会の活動全般に関する具体的な施策を含んでいます。

(意見・要望や課題は22ページを参照ください)

これらの意見要望に取り組むことで、地域の居住環境がさらに改善され、住民が安心して暮らせる地域づくりが進展することを期待しています。

2025年4月 みはる野自治会長 岩崎正昭

第1号議案 令和6年度 事業報告

◎印：みはる野自治会主催行事

○印：公民館・他団体との協力による主な行事

月	行事・会議等	内容等	担当（中心となる部）
4月	◎定期総会	書面表決	総務部、会計部、広報部
5月	○荻野地区球技大会	ティーボール、ソフトバレー	体育部
6月	◎会費徴収	班長が徴収し会計が集金	会計部
	◎大谷公園花壇植栽	花未来事業	環境美化部
7月	◎夏季美化清掃	市内一斉	環境美化部
	◎ラジオ体操	大谷公園、関谷公園で実施	体育部
8月	◎ラジオ体操	大谷公園、関谷公園で実施	体育部
9月	◎防災訓練	自治会防災用品 説明・実演	防犯防災部
10月	◎荻野地区大運動会	荻野運動公園にて実施	体育部
	◎みはる野フェス	東谷公園にてみはる野自治会員出店 ブースとキッチンカーで開催	文化厚生部
	◎ハロウィンコンテスト	仮装コンテスト	子ども部一・二丁目
11月	○荻野公民館まつり	出席	会長
	◎大谷公園花壇植栽	花未来事業	環境美化部
12月	◎冬季美化清掃	市内一斉	環境美化部
1月	◎どんど焼き	スポーツ広場で実施	総務部
	◎子ども部制作活動	どんど焼きでのトランポリン体験	子ども部一・二丁目
	◎新班長会	専門部決め	総務部
4月	◎令和7年度定期総会	書面表決	総務部、会計部、広報部

	行事・会議等	内容等	担当（中心となる部）
年間	◎役員会	年12回	総務部
	◎班長会	年1回（新班長会）	総務部
	◎自治会入退会等運営事務	入会、退会の会員名簿更新業務	総務部
	◎自治会館管理	備品管理、利用管理	総務部
	◎部会	各専門部による部会	各専門部
	◎会計管理	出入金（随時）	会計部
	◎自治会の運営及び管理等の支援	随時実施	みはる野ふぉーらむ
	◎地域住民懇親会（仮称）	令和6年度未実施	みはる野ふぉーらむ
	◎美化パトロール	公園及び遊歩道	環境美化部
	◎ゴミステーション資材提供	随時実施	環境美化部
	◎広報・回覧物等配布	月2回	広報部
	◎みはる野地区パトロール	随時実施	防犯防災部
	◎自主防災組織の充実	随時実施	みはる野ふぉーらむ
	◎防災倉庫点検	随時実施（大谷公園、関谷公園、東谷公園、なかよし広場）	防犯防災部
	◎みはる野地区内消火器配置点検	随時実施	防犯防災部
	◎みはる野地区防犯灯見回り点検	随時実施	防犯防災部
	○子ども会育成連絡協議会		子ども部一・二丁目
	○荻野地区教育懇談会		子ども部一・二丁目
	○荻野小、上荻野小、 地区子ども会等関係の対応		子ども部一・二丁目
	◎防犯カメラの維持管理	効果、交換時期、維持管理業務	会長
◎自治会推薦各種団体委員	会費や経費等支援	役員会	
◎ボランティア団体	各種ボランティア団体支援	役員会	

令和6年度一般会計総合計

(単位 円)

部門	品目	令和6年度予算	令和6年度実績	備考	
総括	前年度繰越(預金)	699,623	699,623		
	前年度繰越(現金)	37,718	37,718		
	今年度収入	4,583,535	4,451,358	今年度の収入	
	今年度収入計	5,320,876	5,188,699	前年繰越+今年度収入	
	今年度支出計	5,135,924	4,609,629		
	差引残高		20,000	242,259	手持ち現金残高繰越金
			164,952	336,811	次年度への繰越金
積立残高		200,005	500,027	07自治会館等修繕のための積立金	

令和6年度修繕積立金

収入の部

部門	品目	令和6年度予算	令和6年度実績	内 訳
前期繰越金		400,003	400,003	
31 修繕積立	a 積立金	0	100,000	一般会計別途積立金より
	b 利息	2	24	利息
	c その他	0	0	
	小計	2	100,024	
32 その他	a 補助金	0	0	
	小計	0	0	
収入合計		400,005	500,027	

支出の部

部門	品目	令和6年度予算	令和6年度実績	備考
41 修繕経費	a 会館修繕	0	0	
	b 防犯カメラ	200,000	0	今年度支出なし
	c その他	0	0	
	小計	200,000	0	
支出合計		200,000	0	
残高		200,005	500,027	

令和6年度一般会計収支明細

収入の部

部門	品目	令和6年度予算	令和6年度実績	内 訳
前年度自治会費繰越金		737,341	737,341	
01 会費	01 自治会費	2,628,000	2,512,800	698世帯
	02 途中入会	0	0	
	03 退会返却費	0	0	
	小計	2,628,000	2,512,800	

部門	品目	令和6年度予算	令和6年度実績	内 訳
02 厚 木 市	01 厚木市子ども会育成連絡協議会	54,000	50,240	
	02 自主防災隊活動交付金	172,800	172,800	
	03 自治会活動補助金	335,500	335,500	
	04 広報紙等印刷物配布手数料	280,800	280,800	
	05 美化清掃補助金	10,000	10,000	
	06 資源回収収益金	592,700	592,700	
	07 みはる野スポーツ広場管理費	15,000	15,000	スポーツ広場関係修繕、管理委託費
	08 その他の補助金	49,720	48,920	子ども育成補助金（子ども会）
	09 公園管理委託手数料	250,600	250,600	東谷、大谷、関谷、なかよし広場の4公園分
	小計	1,761,120	1,756,560	
03 そ の 他	01			
	02 自治会館使用料	72,000	6,000	前年度の使用料金、今年度有料使用団体なし
	小計	72,000	6,000	
04 夏 祭 り	01 夏祭り売上げ(文化厚生部)	0	30,500	ビールと運売上金
	02 夏祭りご祝儀	30,000	61,500	花火協賛金31,500円 東自治会協賛金30,000万円
	小計	30,000	92,000	
05 雑 収 入	01 子ども部収入	0	0	荻野地区文化芸能発表補助金
	03 ハロウィン参加費	0	0	
	04 茶話会参加費	18,000	0	令和7年度から計画予定
	05 雑収入(自販機売上げ)	74,400	73,391	自販機設置による収入（月平均7,000円）
	06 貯金利息	15	597	
	07 その他	0	10,010	安心安全コミュニティ活動補助金
	小計	92,415	83,998	
収入合計		5,320,876	5,188,699	

支出の部

部門	品目	令和6年度予算	令和6年度実績	備考
	支出合計	5,135,924	4,609,629	
11 総 務 部	01 コピー機の保守・備品費	820,160	796,228	1ME3000リース。MPC3000備品
	02 事務用品費	30,000	0	コピー用紙代
	03 会議費	110,000	91,650	令和7年度議案書作成等
	04 諸経費	1,000	0	
	05 親睦会費	0	0	
	06 通信費	275,028	244,626	自治会館インターネット・スマホ2台分
	07 総務部雑費	0	0	令和2年から5年契約保険料(一般賠償、火災、22万)
	11 自治会備品	279,200	79,200	パソコン2台購入・備品購入・AED費用
	12 自治会電気料	240,000	155,885	自治会館電気料金 平均18,000/月
	13 自治会上下水道料	27,600	29,007	自治会館上下水道料金 平均2,300円/月
	14 自治会館修繕費	0	0	自治会館備品倉庫（雨漏り等）劣化買替え
	合計	1,782,988	1,396,596	

部門	品目	令和6年度予算	令和6年度実績	備考
12 会計部	01 事務用品費	10,000	770	事務用品
	02 ソフトウェア利用料	26,136	55,162	Freee会計ソフト利用料（料金改定）
	合計	36,136	55,932	
13 厚生文化部	01 夏祭り事業費	600,000	583,495	2024年10月26日開催
	合計	600,000	583,495	
14 体育部	01 ラジオ体操事業費	30,000	31,548	お菓子・乾電池等消耗品
	02 運動会関係費	90,000	74,854	お弁当・備品、お茶、レンタカー代
	03 球技大会	10,000	4,560	飲み物代
	合計	130,000	110,962	
15 美化環境部	01 美化清掃事業費	40,000	38,600	ごみ集積所資材及びベスト代金
	02 美化整備費			
	合計	40,000	38,600	
16 子ども部	01 活動費 1丁目	40,000	0	活動なし
	04	45,000	47,560	子ども会育成連絡協議会会費(全額)
	06 負担金	0		
		96,000	96,000	児童館負担金（まつかけ台4.8万、荻野4.8万）
	08 単子分担金	20,000	0	70円×子ども会員人数
	09 雑費	4,000	0	
合計	205,000	143,560		
17 防犯防災・交通部	01 活動費（防犯・交通）	10,000	0	
	02 備品購入費(防災機材)	10,000	1,534	備蓄倉庫整備・防災備蓄品購入
	03 防災訓練費	20,000	0	
	04 雑費	10,000	42,846	防犯カメラ電気代・防犯カメラSDカード
	05 防災テント	0	0	
合計	50,000	44,380		
18 広報部	01 広報誌発行費	10,000	3,511	回覧資料印刷代など
	合計	10,000	3,511	
19 イベント費	01 お焚き上げ	20,000	26,048	総務部担当に変更（どんど焼き）
	02 茶話会	72,000	0	令和7年度予定
	03 ハロウィン	80,000	73,094	夏祭り同時開催
	合計	152,000	99,142	
20 その他経費	01 役員活動費	345,000	370,000	会長1人、副会長5人、部門9部門(細則を参照ください)
	02 役員研修費	63,800	0	役員研修（防災指導員研修）
	03 負担金	373,000	375,000	荻野地区消防後援会・自治連協議会
	04 出産祝い金（慶弔金）	10,000	0	弔慰金を廃止し、出産祝い金を支給
	05 交際費	10,000	5,225	他自治会へのご祝儀、イベント参加等
	合計	801,800	750,225	

第3号議案 令和7年度 みはる野自治会 体制（案）

役割

会 長	岩崎 正昭（代行）
副会長	樺澤 知朗
	中村 堅
	小島 智明
	津田 直樹

専門部

	部長	副部長
総務部	・百瀬 武	・萬屋 三千世
会計部	・野呂 修市	
文化厚生部	・山本 浩	・小林 憲一
体育部	・久慈 久子	・笹川 俊二
子ども部一丁目	・吉村 昌起	・飯塚 慎悟
子ども部二丁目	・鈴木 賢	・兒玉 憲幸
防犯防災部	・岡部 耕司	・森 康輔
環境美化部	・河口 智一	・吉村 博司
広報部	・猪股 道彦	・長谷川 明

監事

松浦 賢太（継続）
阿部 幸平（令和6年度会計担当）

第4号議案 令和7年度みはる野自治会事業計画（案）

◎印：みはる野自治会主催行事

○印：公民館・他団体との協力による主な行事

月	行事・会議等	内容等	担当（中心となる部）
4月	◎定期総会	書面表決	総務部、会計部、広報部
5月	○荻野地区球技大会	テニール、ソフトバレー	体育部
6月	◎会費徴収	班長が徴収し会計が集金	会計部
	◎大谷公園花壇植栽	花未来事業	環境美化部
7月	◎夏季美化清掃	市内一斉	環境美化部
	◎ラジオ体操	大谷公園、関谷公園で実施	体育部
8月	◎ラジオ体操	大谷公園、関谷公園で実施	体育部
9月	◎防災訓練	自治会防災用品 説明・実演	防犯防災部
10月	◎荻野地区大運動会	荻野運動公園にて実施	体育部
	◎みはる野フェス	東谷公園にてみはる野自治会員出店 ブースとキッチンカーで開催	文化厚生部
	◎ハロウィンコンテスト	仮装コンテスト	子ども部一・二丁目
11月	○荻野公民館まつり	出席	会長
	◎大谷公園花壇植栽	花未来事業	環境美化部
12月	◎冬季美化清掃	市内一斉	環境美化部
1月	◎どんど焼き	スポーツ広場で実施	総務部
	◎子ども部制作活動	どんど焼きでのトランポリン体験	子ども部一・二丁目
	◎新班長会	専門部決め	総務部
4月	◎令和8年度定期総会	書面表決	総務部、会計部、広報部

	行事・会議等	内容等	担当（中心となる部）
年間	◎役員会	年12回	総務部
	◎班長会	年1回（新班長会）	総務部
	◎自治会入退会等運営事務	入会、退会の会員名簿更新業務	総務部
	◎自治会館管理	備品管理、利用管理	総務部
	◎部会	各専門部による部会	各専門部
	◎会計管理	出入金（随時）	会計部
	◎自治会の運営及び管理等の支援	随時実施	みはる野ふぉーらむ
	◎地域住民懇親会（仮称）	令和7年度実施予定	みはる野ふぉーらむ
	◎美化パトロール	公園及び遊歩道	環境美化部
	◎ゴミステーション資材提供	随時実施	環境美化部
	◎広報・回覧物等配布	月2回	広報部
	◎みはる野地区パトロール	随時実施	防犯防災部
	◎自主防災組織の充実	随時実施	みはる野ふぉーらむ
	◎防災倉庫点検	随時実施（大谷公園、関谷公園、東谷公園、なかよし広場）	防犯防災部
	◎みはる野地区内消火器配置点検	随時実施	防犯防災部
	◎みはる野地区防犯灯見回り点検	随時実施	防犯防災部
	○子ども会育成連絡協議会		子ども部一・二丁目
	○荻野地区教育懇談会		子ども部一・二丁目
	○荻野小、上荻野小、 地区子ども会等関係の対応		子ども部一・二丁目
	◎防犯カメラの維持管理	効果、交換時期、維持管理業務	会長
◎自治会推薦各種団体委員	会費や経費等支援	役員会	
◎ボランティア団体	各種ボランティア団体支援	役員会	

令和7年度一般会計総合計

(単位 円)

部門	品目	令和6年度実績	令和7年度予算	備考
総括	前年度繰越(預金)	699,623	336,811	
	前年度繰越(現金)	37,718	242,259	
	今年度収入	4,451,358	4,340,805	今年度の収入
	今年度収入計	5,188,699	4,919,875	前年繰越(預金+現金) + 今年度収入
	今年度支出計	4,609,629	4,770,068	
	差引残高	242,259	50,000	手持ち現金残高繰越金
		336,811	99,807	次年度への繰越金
	積立残高	500,027	600,029	07自治会館等修繕のための積立金

令和7年度修繕積立金

収入の部

部門	品目	令和6年度実績	令和7年度予算	内 訳
前期繰越金		400,003	500,027	
31 修繕積立	a 積立金	100,000	100,000	一般会計別途積立金より
	b 利息	24	2	利息
	c その他	0	0	
	小計	100,024	100,002	
32 その他	a 補助金	0	0	
	小計	0	0	
収入合計		500,027	600,029	

支出の部

部門	品目	令和6年度実績	令和7年度予算	備考
41 修繕経費	a 会館修繕	0	0	
	b 防犯カメラ	0	0	新規防犯カメラ設置(3台目)
	c その他	0	0	
	小計	0	0	
支出合計		0	0	
残高		500,027	600,029	

令和7年度一般会計収支明細

収入の部

部門	品目	令和6年度実績	令和7年度予算	内 訳
前年度自治会費繰越金		737,341	579,070	
01 会費	01 自治会費	2,512,800	2,473,200	687世帯
	02 途中入会	0	0	
	03 退会返却費	0	0	令和6年度より返金無し
	小計	2,512,800	2,473,200	

部門	品目	令和6年度実績	令和7年度予算	内 訳
02 厚 木 市	01 厚木市子ども会育成連絡協議会	50,240	54,000	昨年実績並み
	02 自主防災隊活動交付金	172,800	165,920	56,000円+680世帯×160円
	03 自治会活動補助金	335,500	320,450	80,000円+680世帯×350円
	04 広報紙等印刷物配布手数料	280,800	280,800	26円×12か月×900世帯
	05 美化清掃補助金	10,000	10,000	定額
	06 資源回収収益金	592,700	592,700	定額
	07 みはる野スポーツ広場管理費	15,000	15,000	スポーツ広場関係修繕、管理委託費
	08 その他の補助金	48,920	49,720	子ども育成補助金（子ども会）
	09 公園管理委託手数料	250,600	250,600	東谷、大谷、関谷、なかよし広場の4公園分
	小計	1,756,560	1,739,190	
03 そ の 他	01			
	02 自治会館使用料	6,000	0	利用者なし
	小計	6,000	0	
04 夏 祭 り	01 夏祭り売上げ(文化厚生部)	30,500	0	
	02 夏祭りご祝儀	61,500	30,000	花火協賛金（東自治会）
	小計	92,000	30,000	
05 雑 収 入	01 子ども部収入	30,500	0	荻野地区文化芸能発表補助金
	03 ハロウィン参加費	0	0	無料
	04 茶話会参加費	0	24,000	4月～3月（12か月×2回/月×10人/回×100円/人）
	05 雑収入(自販機売上げ)	73,391	74,400	平均ダイドウ1500円、ジャパン4700円
	06 貯金利息	597	15	
	07 その他	10,010	0	
	小計	83,998	98,415	
収入合計		5,188,699	4,919,875	

支出の部

部門	品目	令和6年度実績	令和7年度予算	備考
	支出合計	4,609,629	4,770,068	
11 総 務 部	01 コピー機の保守・備品費	796,228	429,440	リース料金53,680円月（リース期間残8ヶ月）
	02 事務用品費	0	30,000	印刷用紙代
	03 会議費	91,650	110,000	令和8年度議案書
	04 諸経費	0	1,000	
	05 親睦会費	0	0	
	06 通信費	244,626	275,028	光9410円/月・スマホ代13500円（2台/月）
	07 総務部雑費	0	240,000	令和7年から5年契約保険料（一般賠償、火災、22万10%UP）
	11 自治会備品	79,200	279,200	AED6600×12+軽量テーブル8脚×25000
	12 自治会電気料	155,885	240,000	自治会館電気料金 平均20,000/月
	13 自治会上下水道料	29,007	27,600	自治会館上下水道料金 平均2,300円/月
	14 自治会館修繕費	0	0	会館保持運営費で計上
	合計	1,396,596	1,632,268	

部門	品目	令和6年度実績	令和7年度予算	備考
12 会計部	01 事務用品費	770	10,000	手数料・事務用品
	02 ソフトウェア利用料	55,162	56,000	Freee会計ソフト利用料
	合計	55,932	66,000	
13 厚生文化部	01 夏祭り事業費	583,495	800,000	打ち上げ花火38万 事業費（会員模擬店支援）22万
	合計	583,495	800,000	
14 体育部	01 ラジオ体操事業費	31,548	40,000	お菓子・乾電池等消耗品
	02 運動会関係費	74,854	90,000	お弁当、備品、お茶、レンタカー代
	03 球技大会	4,560	20,000	お弁当・飲み物代
	合計	110,962	150,000	
15 美化環境部	01 美化清掃事業費	38,600	40,000	ゴミ集積場の資材など
	02 美化整備費			
	合計	38,600	40,000	
16 子ども部	01 活動費	0	40,000	子ども部制作活動・会議交通費
	04 保険料	47,560	45,000	子ども会育成連絡協議会会費(全額)
	06 負担金	0	0	
	07 負担金	96,000	96,000	児童館負担金（まつかけ台4.8万、荻野4.8万）
	08 単子分担金	0	20,000	70円×子ども会員人数
	09 雑費	0	4,000	
合計	143,560	205,000		
17 防犯防災部	01 活動費（防犯・交通）	0	10,000	
	02 備品購入費(防災機材)	1,534	140,000	テント2基購入（破損補充）
	03 防災訓練費	0	20,000	
	04 雑費	42,846	10,000	
	05 防災テント	0	60,000	
	合計	44,380	240,000	防災倉庫用
18 広報部	01 広報誌発行費	3,511	10,000	資料配布経費
	合計	3,511	10,000	
19 イベント費	01 どんと焼き	26,048	40,000	総務部担当に変更（どんと焼き）
	02 茶話会	0	27,000	みはる野心お〜らむに委託 毎月第3日曜日開始
	03 ハロウィン	73,094	80,000	活動費
	合計	99,142	147,000	
20 その他経費	01 役員活動費	370,000	345,000	会長1人、副会長4人、部門17人(細則を参照ください)
	02 役員研修費	0	63,800	会長研修費および防災指導員研修
	03 負担金	375,000	373,000	消防後援会30万円・自治連協議会7.3万（災害対応増額）
	04 出産祝い金（慶弔金）	0	10,000	出産祝い金を支給
	05 交際費	5,225	10,000	消防出初式ご祝儀、イベント参加等
	合計	750,225	801,800	

部門	品目	令和6年度実績	令和7年度予算	備考
21 賛助金	01 日本赤十字社	49,670	50,000	法人格は2000円以上
	02 社会福祉協議会賛助会員会費	300,000	300,000	1口500円×687世帯
	03 共同募金	50,330	50,000	1世帯300円×687世帯
	04 その他	20,000	20,000	交通指導員謝礼（夏祭り、どんど焼き交通指導）
	合計	420,000	420,000	
29 委託	14 ｽｰｯ広場管理費	15,000	15,000	管理手数料
	15 ホームページ管理費	45,988	52,000	ドメイン4,000円・Webサイトプラン18,000円 更新手数料30,000円
	16 どんど焼き	0	0	みはる野ふぉ～らむ委託から総務部担当に変更
	17 その他	0	10,000	防犯カメラ費用交換用USB費用
	合計	60,988	77,000	
28 会館運営・保持	01 舗装費	770,000	0	今季予定なし
	03 会館防犯カメラ設置	0	0	
	05 屋根	0	11,000	セッパン屋根補修費
	06	0	0	
	08 運営・保守維持費	20,000	20,000	みはる野ふぉ～らむ（除草および会館清掃）
	09 その他	3,000	0	
	合計	793,000	31,000	
24 予備	01 予備費	9,238	50,000	ボランティア細則,予定外の出費等の費用
23 別途	01 積立金	100,000	100,000	自治会館修繕等、防犯カメラ補修への備え
	合計	100,000	100,000	
支出合計		4,609,629	4,770,068	

報告事項

2024年度【令和6年度】みはる野自治会総会書面評決結果報告書

令和6年7月14日
総務部

コロナウイルス流行に伴う書面評決の運営方法が、会員の意思をよく自治会運営に反映する結果になったことが動機になり、今後の総会運営の標準とすることを役員会で決めました。そこで令和6年度は議案書を自治会員に配布し、令和6年4月20日（土）を回収締日、令和6年5月21日集計での開催としました。

集計の結果第1～5号議案について過半数（54％）の賛成を得ましたので報告します。

集計結果

1. 書面協議書（表面）

・総会員世帯数：720世帯

令和5年度みはる野自治会定期総会における各議案につき賛成が
389世帯（1丁目：226世帯 2丁目：163世帯）54.0%

2. 書面協議書（裏面）

令和6年度みはる野自治会定期総会における各議案について意見は4世帯

① 第1号議案 令和5年度事業報告について

(ア) 賛成：389

(イ) 反対：0

(ウ) 意見：0

② 第2号議案 令和5年度決算報告・監査報告について

(ア) 賛成：389

(イ) 反対：0

(ウ) 意見：4

(エ) 予算比で支出が90万少ない。未実施の事業について明記する。（大宅さん）

(オ) 予備費は用途を明確に。（大宅さん）

(カ) 会費を2件返金しているが事業出費をしているので返金は不要（楠田さん）

(キ) 収入の8.5%減収の理由は（佐藤さん）

(ク) ドッジボール負担金予算ゼロに対して2万円の支出理由（佐藤さん）

(ケ) 任意団体に自治会予算を使う明確な理由は（佐藤さん）

(コ) 夏祭りの事業費の内訳を開示（明珍さん）

③ 第3号議案 令和6年度みはる野自治会役員体制について

- (ア) 賛成：389
- (イ) 反対：0
- (ウ) 意見：1
- (エ) 副会長の人数が多すぎないか（明珍さん）

④ 第4号議案 令和6年度事業計画について

- (ア) 賛成：389
- (イ) 反対：0
- (ウ) 意見：2
- (エ) 茶話会の記載がないが実施してほしい（大宅さん）
- (オ) 事業内容を高齢者向きにシフトを（佐藤さん）
- (カ) 地域住民が住みやすく感じる計画を（佐藤さん）

⑤ 第5号議案 令和56年度みはる野自治会予算について

- (ア) 賛成：389
- (イ) 反対：0
- (ウ) 意見：1
- (エ) 「夏祭り」を「フェス」に変更しては（大宅さん）

⑥ その他自由記入欄と報告事項に関する意見欄について

記入件数：18件

一丁目の意見、提案や要望

1. 回覧板の回す頻度を少なくして欲しい（年に2回とか）（佐藤さん）
2. 退会者が増える要因の1つは自治会役員の顔が見えないからだと思われる。コロナも明けたので会員同士が顔を合わせる機会をもっと増やすべきだ。月2回の茶話会は素晴らしいアイデア。一部の仲良しグループ集まりにするのではなく、誰でも気軽に参加できるオープンな運営を切望する。
 - ・設立後四半世紀近い組織なので自治会体制を抜本的に見直す時期に来ていると思います。班長構成を2階層に分け。地域内でお互い顔の見える規模に。
 - ・子ども部縮小、シニア部（青年・壮年）新設。（大宅さん）
3. 自治会班長様、役員の皆様、いつも大変な役割を担っていただきありがとうございます。
 - ・以前412号線の「みはる野入り口」右折表示の要望書の結果はどうになりましたか？
 - ・みはる野に住みながら、非会員はごみ集積所、災害時の支援等、日ごろ会費で保全している施設を利用することになる。会費それ以上の負担をすべきです。（山崎さん）

4. 遊歩道の高い木が家に入ってきているので選定してほしい。
枝が通行の邪魔になっているので選定してほしい（原さん）
5. バス通りの街路樹が年数回落葉して掃除が大変。花が咲くわけでもなく景観上よいとも思えない。花咲く街路樹へ植え替えできないでしょうか？（佐藤さん）
6. 住みながら非会員になっている人は、何らか費用負担はしていますか（楠田さん）
7. 総会資料を安価に、データ配信の検討を（前田さん）
8. 自自会館からバス通りで、まつかけ台方面のミラーが街路樹でみにくい。
大谷公園のあずまやの、床の木材が出て危険、至急修理を。（赤坂さん）
9. 自治会館から上に上がる道路の樹木の選定を要望する（小林さん）
10. 東谷公園に防犯カメラの設置要望（今野さん）

2丁目の意見、提案や要望

11. ホームページ等で自由に閲覧できれば、回覧は廃止してもよいのでは？
重要文書のみ各戸配布に（荘さん）
12. 世帯数の少ない班の改善を至急要望する。
20世帯の班と7世帯以下で、班長回数に3倍近い差がある。（竹内さん）
13. 以前からのお願いですが、班員が少なく、数年で班長になることが、自治会をやめる理由になっています。（佐藤さん）
14. 自治会の運営をされている会長さんや役員の皆様にはいつも感謝しています。
『みはる野ふぉーらむ』が一般社団法人を目指す目的等、記載があるとよいと感じました。（西坂さん）
15. 路上や遊歩道に犬の糞の放置が目立ちます。飼い主の方が責任をもって始末してほしい。（川辺さん）
16. バス通りの街路樹が年数回落葉して大変。花が咲くわけでもなく景観にも良いとは思えない。花咲く街路樹に植え替えできないでしょうか？（佐藤さん）
17. 役員の皆様、沢清掃等感謝しています。一部の人に負担がかからないよう、募集案内をして対応。そして災害時、皆さんで協力できるよう、顔の見えるご近所さんになりたい。（石井さん）
18. みはる野が住みよい街になるよう、一人ひとりが意識を持つだけで、良い方向に向かっていくと考えられます。（小寺さん）

ご意見、提案やご要望ありがとうございます。今期対応済みのものもありますが未対応のものについては、新役員さんと検討します。

みはる野自治会役員会

みはる野自治会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 地域住民の福祉向上に関すること
- (2) 地域住民相互の親睦に関すること
- (3) 防火・防犯・交通安全・衛生に関すること
- (4) 共有施設（街灯・公園・その他）の管理運営に関すること
- (5) 青少年の健全育成に関すること
- (6) その他本会の目的達成に必要なこと

(名称)

第2条 本会は、みはる野自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、厚木市みはる野1丁目1番1号から2丁目36番15号までの区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、代表者の自宅に置く。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人及び事業所とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人及び事業所で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役 員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 6人以下とする

(3) その他の役員 10人以下とする

(4) 監事 2人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、その他の役員は1年とし再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総 会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後1箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日から30日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について委任状をもって出席とみなす。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、随時開催する。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、厚木市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成32年4月1日までとする。
4. 規約に定めのない自治会運営上必要な事案は内規で対応する。

厚木市みはる野自治会内規

第1条（目的）

この内規は、自治会運営のため規約にない事柄を定める。

第2条（専門部）

自治会の事業を行うため、次の専門部を設け、専門部の部長をその他の役員とする。

1. 会計部
2. 総務部
3. 広報部
4. 防犯防災部
5. 体育部
6. 文化厚生部
7. 環境美化部
8. 子ども部一丁目
9. 子ども部二丁目

第3条（専門部の部長、班長、アドバイザーの役割）

1. 専門部長は、各担当部の事業・予算を掌る。
2. 班長は、班員の総意をもって班を代表し、班内の連絡調整にあたる。
また、広報の配布・会費の集金を行う。
3. アドバイザーは、自治会活動全般に関して助言を行い、これを補佐する。

第4条（専門部長・班長・アドバイザーの選出）。

1. 専門部長は、各専門部員の中から互選により定める。
2. 班長の選出は、第5条で定める。
3. アドバイザーは、会長が指名し役員会の了承を得るものとする。

第5条（班長）

1. 会員への連絡事項を速やかに伝達するため、班長を置く。
2. 班長は、輪番制とする。ただし会長・副会長を務めた者は輪番の対象から除く、当該者が就任を承諾した場合はこの限りではない。
3. 班長は、第2条に定めるいずれかの専門部に所属する。
4. 世帯の増減に伴う班の分割・合併は適宜行うことができる。
5. 班区分の全体的な見直しは、必要に応じ班長会において行うことができる。

第6条（任期）

3. 班長の任期は1年とする。
4. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条（役員の活動費）

本会の役員その職務を遂行するための活動費を支給する。

第8条（会議）

本会の会議は、総会・役員会・班長会とする。

第9条（班長会）

会長が必要とみとめたとき、又は役員の過半数の要求があったときは随時開催する。

第10条（表彰）

本会は、会員の模範となる善行を行った者を会員の推薦をもって、役員会の決定で表彰することができる。

第24条（定めのない事項）

内規に定めのない事項は細則にさだめる。

第24条（規約の改正）

この内規の改正は、総会の議決による。

付則

1.（施行日）

この内規は、2019年4月21日から施行する。

2. この内規は、2021年4月1日から施行する。

みはる野自治会細則

(目的)

第1条 この細則は、自治会運営の細部を定めることにより、会員の参加と責任を明確にするために定める。

(会員)

第2条 みはる野自治会の会員は下記に定める。

2. 一般会員。
3. 準会員は班の総意により、班長が申し出て役員会で定める
4. 特別会員は居住にかかわらず、会の趣旨に賛同することの申し出により役員会で定める。

(会員の役割)

第3条 会員の役割は下記に定める。

2. 一般会員は各班で定められた順に班長を務め、自治会の各専門委員会に所属する。
3. 準会員は準会員申請により、班の総意を得ることで班長を1回免除することができる。但し、次の班長が回ってきた際に再度申請を行う必要がある。
4. 特別会員は班長業務等を免除することができる。

(会費)

第4条 会費は年度始めに1年分(月300円×12か月分)を徴収するものとする。ただし、年度途中で新規加入した者は加入月の翌月分から年度末分(3月)までを徴収するものとする。既納の会費は本会の年度を通しての諸事業を遂行する経費にあてるため、返還はしない。

(役員、部門の活動費)

第5条 自治会内規第7条に定める役員、部門、の活動費は次のとおりとし、その支払いは次のとおりとする。

会長	年額	180,000円
副会長	年額	20,000円
各部門	年額	10,000円

(慶弔規定)

第6条 自治会員における慶弔等は、次のとおりとする。

- (ア) 出産祝い金(会員又は同居人)として、5,000円とする。
- (イ) 災害見舞金、障害見舞金等については、その都度役員会で決す
- (ウ) 近隣団体への寄付その他は、交際費として定める

(班長の役割)

第7条 班長は、自治会活動の班の代表として次の役割を担当する。

- (ア) 回覧業務及び連絡網業務
- (イ) 各種集金業務
- (ウ) 自治会加入推進業務
- (エ) 自治会専門部に必ず所属する。(選任された部長のもとで必要な業務を行う)
- (オ) その他(環境等への参加)

第8条 環境美化活動、防犯、防災等の奉仕活動については、次の規定による。

(ア) 自治会内一斉の奉仕活動については、各世帯1名以上の参加とする

(イ) 参加すべき世帯において、やむを得ぬ事情によって参加できない場合はその旨を班長に届けるものとする。

(帳簿等の整理保管)

第8条 自治会の公式帳簿として、次の書類等を整理保管する。

(帳簿の名称、保管年月日など)

(ア) 規約、内規、各細則、役員名簿は総会議案書で保存、会議録、財務諸表、仕訳帳、元帳、契約書（各種保険契約書、貸借契約書、売買契約書、インターネット接続契約書等）、登記書類

(イ) 整理保管された帳簿等は、交代の際に必ず後任者に全部引き継ぐものとする。

(ウ) 書類等は、専用の電子媒体をもって整理しなければならない。

(夏祭りボランティア)

第9条 地区最大のイベントであり、経験者なしでの実施は難しいと考え、夏祭りを永続するためにもボランティアを設置する。

(表彰)

第10条 会員の善行に対し、表彰状および副賞をもって表彰する。副賞の金額は10,000円とし、詳細は役員会で決定する。ただし一人一回限りとする。

(班構成)

第11条 班は街区単位で構成し、班員数は原則10名前後として、必要に応じて構成を見直すものとする。

第12条 この細則の改正は、役員会の議決による。

附則

1. (施行日) この細則は、2010年4月25日より施行する。
2. (改定) 2011年4月24日改定(第8条 追加)
3. (改定) 2012年4月22日改定(第9条、第10条 追加、第9条 条番号変更)
4. (改定) 2015年4月19日改定(第3条 修正)
5. (改定) 2020年4月5日改定(第3条、4条、7条)
6. (改定) 2021年4月1日改定
 - ・(準会員を新設のため会費2条以下を4条以下に繰り下げ、会員と会員の役割を明記)
 - ・(会費の2から5項目を廃止)
 - ・(第5条の部長活動費を変更)
 - ・(第7条才の記述を変更)
 - ・(8条ウを廃止)
7. (改定) 2023年3月12日改定(第2条3項)
8. (改定) 2024年2月17日改定
 - ・(第3条3項 準会員の申請と免除期間を明記、特別会員の記載は第3条4項へ変更)
 - ・(第4条 会費徴収は年間分とし、返還しないことを明記)

みはる野自治会役員推薦委員会細則

(目的)

第1条 この規則は、本会の規約第10条に基づき、役員推薦委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び任務)

第2条 本会の役員及び会計監査の選任を円滑に行うため、役員推薦委員会を設置する。
2 推薦委員会は、役員候補者を選出し、班長会の承認を得て総会に提出することを任務とする。

(構成)

第3条 推薦委員会は、役員で構成する
2 推薦委員会の委員長は、役員の互選により選出する。

(招集及び決議)

第4条 委員長は、役員の選任を行う総会の開催に先立ち委員会を招集する。
2 推薦委員会の決議は、全役員の過半数の賛成を持って行う。
3 欠席の場合は委任状により出席とみなす。

(役員候補者の選出)

第5条 委員長は役員の選任の為、別に定める書式で会員から役員候補者を募る。
自薦他薦は問わない。会長は役員の互選により選出する。

(会計幹事候補者の選出)

第6条 推薦委員会は、監事候補者を会計経験者から募る。

(情報提供)

第7条 前2条の審議にあたり、会員は議長の要請に応じて役員及び開会監事に関する情報を提供しなければならない。

(任期)

第8条 推薦委員会の委員の任期は、就任後始めて開催される総会の終結の時までとする。
2 推薦委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

附則

1. 施行日 令和2年12月12日

みはる野自治会ボランティア団体支援細則

1. 目的

本細則は、みはる野自治会会員相互及びその趣旨に賛同するものの交流、親睦の輪を広げ、良き隣人関係を築くためのコミュニケーション等を目的として活動する団体への自治会からの支援について定める。

2. 支援団体の認定

- ① 規約（目的が明記されている事）、役員と構成メンバーの名簿及び1年間の事業報告を提出する。
- ② ①を踏まえた上で役員会が認定する。

3. 支援内容

①ボランティア団体には役員会で審議のうえ、適当と認定された団体には支援金を交付する。

4. 組織図

支援団体は、自治会組織図に位置づける。

5. 協力

ボランティア団体は、それぞれの団体の特性を生かし、直接、間接的に自治会活動に参加、協力をお願いする。（美化活動、夏祭り、ハロウィン、お焚き上げ、荻野地区大運動会 等）

6. 事業報告

- ① 支援金の交付を受けた団体は、役員会に年間活動報告、決算書の提出。
- ② 支援金の交付を受けていない団体は、年間活動報告のみ提出。

7. 更新

年度末に活動が適正かどうか審査する。不適正と判断された場合は関係者に聴取したうえで、更新か否かを役員会で決定する。

8. 改訂・廃止

本規程は役員会の承認を得て改訂・廃止する。

9. 付則

1. 施行日 2023年3月12日

NO	ボランティア団体名称	NO	ボランティア団体名称
1	ドッチボール	11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

みはる野自治会関連各種団体委員支援細則

1. 目的

本細則は、みはる野自治会が推薦する各種団体委員への自治会からの支援について定める。

2. 各種団体委員の認定

① 別紙に掲載する委員とする

② 別紙に掲載する各種役員は役員会が推薦して自治会長が任命する。

3. 支援内容

①各種委員には所属する会に収める会費を役員会で審議のうえ、会費相当の支援金を交付する。）

4. 組織図

各種委員は、自治会組織図に位置づける。

5. 協力

各種委員は、それぞれの委員の特性を生かし、直接、間接的に自治会活動に参加、協力をお願いする。（美化活動、夏祭り、ハロウィン、お焚き上げ、荻野地区大運動会 等）

6. 役員会の参加

① 各種委員は、役員会に参加し自由に意見を述べることができる

7. 退任と推薦

各種委員は本人の都合で退任することができる。その場合役員会は次の委員を推薦する

8. 改訂・廃止

本規程は役員会の承認を得て改訂・廃止する。

9. 付則

1. 施行日 2023年3月12日

NO	役職	NO	役職
1	厚木市青少年指導員	11	まつかげ台児童館運営委員
2	荻野地区体育振興委員	12	まつかげ台児童館運営委員長
3	荻野地区青少年健全育成会委員	13	荻野児童館運営委員
4	荻野地区民生児童委員	14	荻野児童館運営委員長
5	荻野地区民生主任児童委員	15	上荻野小学校区子ども会育成連絡会委員
6	厚木市防災指導員	16	上荻野小学校区子ども会育成連絡会委員長
7	厚木市自主防災隊防災推進委員	17	
8	厚木市交通安全指導員	18	
9	厚木市交通安全父母の会	19	
10	厚木市消防団第4分団第3部部員	20	

みはる野自治会館運営細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、みはる野自治会(以下「自治会」という。)所有の自治会館(厚木市みはる野1-2 1-2番地所在)の運営を円滑に行うため設けるものである。

(会館の呼称)

第2条 本会館は、みはる野自治会館(以下「会館」という。)と称する。

(会館の定義)

第3条 会館は、会員相互の利益と福祉の増進を図るとともに、会員の親睦を高める場として、会議、会合、サークル活動等の利用に供するため、厚木市からの借地、設置した建物及びその他の付帯設備をいう。

第2章 運営

(運営委員会)

第4条 会館の運営を民主的に行なうため、運営委員会(みはる野ふおーらむ以下「ふおーらむ」と言う)を組織する。

(委員会の構成)

第5条 ふおーらむの構成は、役員及びその他会員により構成する。

2 委員会の定員は、若干名とする。

(ふおーらむの権限)

第6条 ふおーらむは、会館運営の監督について役員会に提言する。

2 ふおーらむの運営にかかる詳細については、別に定める。

第3章 会館使用

(利用申請)

第7条 会館の利用を希望する者は、みはる野自治会館利用登録に定める方法により利用する日の1日前までに申請するものとする。

(利用許可)

第8条 会館の利用は、自治会活動に支障のない限り、許可するものとする。ただし、次の項目に該当する場合は許可を与えないことができる。

- (1) 騒音、その他近隣に迷惑をかける恐れのあるとき。
- (2) 自治会の承認を得ない営利事業。
- (3) その他管理上支障のある場合。

(利用時間)

第9条 会館の利用時間は原則として次のとおりとする。

午前8時から午後20時までとする。ただし、自治会で認めた場合は、この限りではない。

第4章 その他

(経費負担)

第10条 会館を利用する者は、光熱費、水道料その他の経費を負担する。

* (利用料金の金額は、団体ごとに別に定める。)

2 料金の納入は、自治会に後納するものとする。

3 自治会活動に伴う会議行事等で使用する場合は、無料とし、その他自治会で特に認めたものは、免除又は減額することができる。

(利用者の義務)

第11条 会館を利用するときは、次の事項を守るものとする。

(1) 利用責任者を決めること。

(2) 利用時間を守ること。

(3) 利用にあたっては、器具、備品等を丁寧に取扱い、室内を汚損しないこと。

(4) 火気使用は事前に自治会に申請し、後始末を完全に行なうこと。

(5) 利用終了後は、片付け及び清掃をすること。

(6) 破損等は自治会に報告する。

(7) その他、自治会の指示に従うこと。

(その他)

第12条 この細則に定められていない事項は、ふおーらむで協議提言し、自治会役員会の承認を得るものとする。

2 この細則の改廃は、自治会役員会の議決により定める。

附則この細則は、令和3年8月1日から施行する。

みはる野自治会利用登録は下記にショートメールで行う。

070-1256-3167

みはる野ふおーらむ規約

2020年2月13日作成

みはる野自治会役員会

- 第1条 (名称)
本会はみはる野ふおーらむと称する。
- 第2条 (事務所の所在地)
本会は事務所をみはる野ふおーらむ代表者宅におく。
- 第3条 (目的)
本会はみはる野地域の住民生活の向上と将来の安定にむけ、生きがいのある生活、住民相互の交流を促進できる事業を行うものとする。
- 第4条 (事業)
本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 地域交通に関する事業
 2. 少子高齢化に関する事業
 3. 防災防犯に関する事業
 4. 自治会の活動支援事業
 5. 本会の広報活動に関する事業
 6. その他本会の目的に関する事業
- 第5条 (会員)
本会の会員はみはる野地域居住者及び本会の目的に賛同する者とする。
- 第6条 (役員)
本会に次の役員をおく。
- 代表 1名
副代表 若干名
会計 1名
総務 1名
- 第7条 (役員の設定)
役員会において決定し、総会にて承認する。
- 第8条 (役員の任期)
役員任期は4年とする。
- 第9条 (役員職務)
代表は本会を代表し、会務を統括する。
副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは、その任務をおこなう。
総務は会議に出席し議事録を作成する。
会計は、収支の報告を行う。
- 第10条 (会議の種類)
本会の会議は、総会、役員会とする。
- 第11条 (会議の招集)

会議は代表がこれを招集し、その会議に付すべき事項、日時及び場所を連絡する。

第12条 (会議の議事録)

総会及び役員会の議事については議事録を作成する。

第13条 (総会の開催)

総会は、代表が招集し、議長、書記を選出する。その開催は毎年4月に開催する。

第14条 (総会の決議事項)

総会は次の事項を審議し、決済承認する。

1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告及び収支決算
3. 本会の役員選出
4. 規約の制定変更及び廃止
5. その他本会の運営に関する事項

第15条 (役員会)

役員会は代表が招集し、議長とし、次の事項を決議する

1. 総会に付議する事項
2. 事業計画
3. 企画立案事項

第16条 (会計監事)

会計幹事1名とし、役員会で決定し総会にて承認する。

会計幹事は収支報告書の監査及び総会で監査事項の報告を行う。

みはる野ふおーらむ会員募集案内

みはる野自治会役員会



みはる野は地域では比較的若い街です。そのため班長及び役員さんが自治会活動に係る時間に限りがあります。また若い街ですが75歳を超える方も150名を超えています。

しかし、自治会には行政の末端組織として、道路や公園の環境保全、災害時の自主防災活動、ごみ集積所の保全、民生委員等地域活動委員の推薦、行政の広報活動支援、住民の生活環境課題を行政と共に改善する活動等や催し等の自主活動もあります。

一方リタイヤした方も多く住んでおり、地域のことに関心をお持ちの方も大勢おります。この会は自治会から独立して法人化（一般社団法人）を目指します。

そこで、地域に関心をお持ちの方で余裕のある時間に、みはる野ふおーらむの会員として活動をしてよいとお思いの方を募集いたします。自治会員、非会員を問いません。氏名、年齢、連絡先を下記自治会携帯電話番号にご連絡ください。お待ちしております。

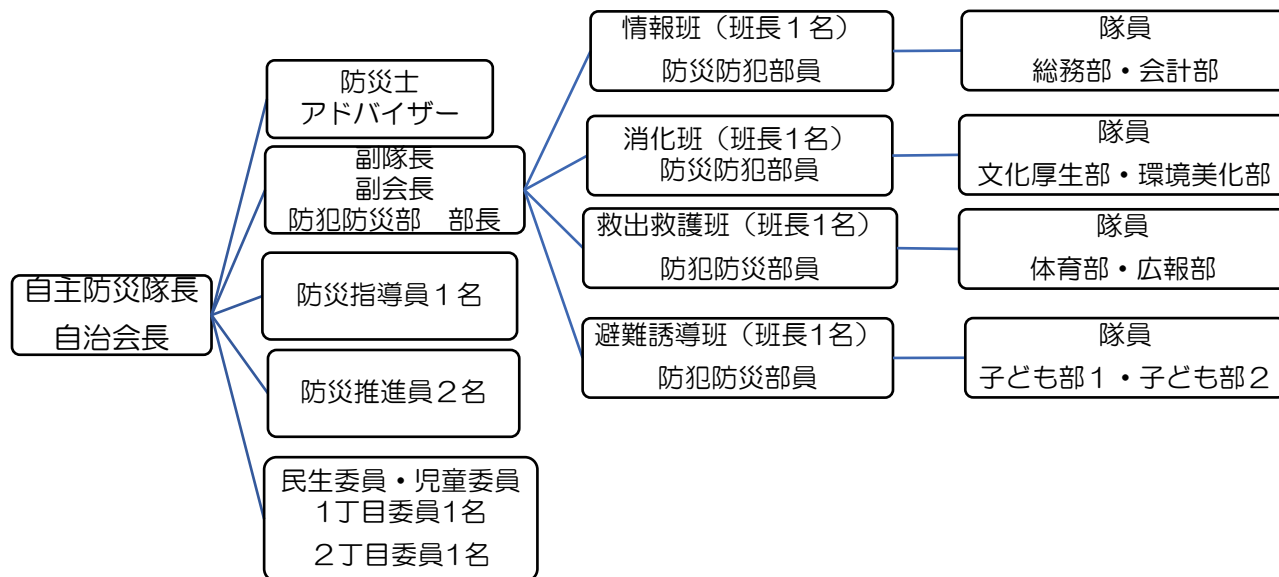
連絡先 070-1256-3167 ショートメールでお願いします

【令和7年度みはる野自治会関連各種団体委員】

No.	役職	氏名	丁目
1	厚木市青少年指導員	矢杉 由美子	1
2	厚木市青少年相談委員	梅本 秀文	1
3	荻野地区体育振興委員	梅本 春江	1
4	荻野地区体育振興委員	吉村 昌起	2
5	荻野地区体育振興委員	松田 効士	1
6	荻野地区青少年健全育成委員	姉帯 安美	1
7	荻野地区民生・児童委員	小本 寛司	1
8	荻野地区民生・児童委員	小島 みつ江	2
9	荻野地区民生主任児童委員	坂田 敦子	1
11	厚木市防災指導員	小島 智明	1
12	厚木市自主防災隊防災推進委員	仲 真紀	1
13	厚木市自主防災隊防災推進委員	岩崎 正昭	2
14	厚木市交通安全指導員	馬場 信行	1
17	厚木市消防団第4分団第3部	松本 史生	2
18	厚木市消防団第4分団第3部	山田 憲明	2
19	厚木市消防団第4分団第3部	百鳥 孝幸	2
20	厚木市消防団第4分団第3部	齊藤 寛典	2
21	厚木市消防団第4分団第3部	澤田 学	1
22	まつかけ台児童館運営委員	吉村 昌起	1
23	荻野児童館運営委員	岩崎 正昭	2
24	上荻野小学校区子ども会育成連絡協議会会長	山田 久美子	2

みはる野自治会自主防災組織図

令和 1 年度の防犯防災交通部の「災害発生時等安否訓練」結果によれば、みはる野の住人の 2 世帯に 1 世帯に情報が届くことが確認できました。今後の災害発生時の住民による迅速な対応が取れるよう、今年度は自主防災の取り組みを強化します。



役割

組織班名	役割区分	日常の役割	災害時の役割
情報班	総務	全体調整 災害時要救護者の把握	全体調整 被害避難状況の全体把握
	情報	情報の収集伝達 広報活動	状況把握 報告活動
	連絡調整	近隣の自主防災組織 他団体との事前調整	他機関団体との調整
消火班	消火	器具点検・防火広報	初期消火活動
	防犯・巡回	警察との連絡体制の検討	防犯巡回活動
	応急修繕	資材機材、 技術者との連携検討	応急修理の支援
救出救護班	救出救護	資材機材調達、整備	負傷等の救出・救護活動
	清掃	ゴミ処理対策の検討	ゴミ処理指示
	衛生	仮設トイレの対策検討	防疫対策・し尿処理
避難誘導班	避難誘導	避難路標識点検	住民の避難誘導活動
	物資配分	個人備蓄の啓発活動	物資配分と需要の把握
	安全点検	危険個所の巡回点検	二次災害軽減広報活動
全班	給食・給水	器具の点検	水、食料等の配分 炊き出し等の給食、給水活動

みはる野 自主防災組織 防災計画

1. 目的

この計画は、みはる野自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 災害危険箇所等の把握に関する事。
- (4) 防災訓練に関する事。
- (5) 情報の収集伝達に関する事。
- (6) 避難に関する事。
- (7) 出火防止、初期消火に関する事。
- (8) 救出・救護に関する事。
- (9) 給食・給水に関する事。
- (10) 災害時要援護者対策に関する事。
- (11) 他組織との連携に関する事。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。

3. 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため別紙「自主防災隊組織図及び役割」のとおり防災組織を編成する。

4. 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

- (1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。
 - ア 防災組織及び防災計画に関する事。
 - イ 地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関する事。
 - ウ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関する事。
 - エ 家庭における食糧等の備蓄に関する事。
 - オ その他防災に関する事。
- (2) 普及・啓発方法は、次のとおりとする。
 - ア 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布
 - イ 座談会、講演会、映画会等の開催
 - ウ パネル等の展示
- (3) 実施時期
火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5. 地域の災害危険箇所等の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ア 危険地域、区域等
- イ 地域の防災施設、設備
- ウ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- エ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険箇所等の把握方法は、次のとおりとする。

- ア 市地域防災計画
- イ 座談会、講演会、研修会等の開催
- ウ 災害記録の編集

6. 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救出・救護訓練
- エ 避難訓練
- オ 水防訓練
- カ その他の訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練として

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

- ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防期間中並びに防災の日に実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

7. 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関および報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

8. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

イ 可燃性危険物品等の保管状況

ウ 火器等消火用資機材の整備状況

エ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようになるため、消火用資機材（消火器、水バケツ等を各家庭に備え、又消火栓、防火水槽、池などの消防水利）の把握及び確認を行う。

9. 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関等への搬送

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当てが必要なときは、近隣の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

10.避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

厚木市長の避難指示がでたとき又は、会長が必要であると認めたときは、会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市地域防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路、一時（いつとき）避難場所、広域避難場所等

ア 避難経路（荻野中学校通学路）

イ 一時（いつとき）避難場所（東谷公園、大谷公園、関谷公園、なかよし広場）

ウ 広域避難場所（荻野運動公園、本厚木カントリークラブ、ぼうさいの丘公園）

エ 避難所（荻野中学校、荻野小学校、上荻野小学校）

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、厚木市災害対策本部の要請により協力するものとする。

11.給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12.災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し 訓練等に反映させる。

13.他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14.防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

目的	防災資機材
情報収集・伝達用	携帯用無線機、防災ラジオ、電池メガホン、自主防災隊腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害 状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として）等
初期消火用	街頭用消火器、ヘルメット、水バケツ、防煙・防塵マスク等
水防用	ツルハシ、スコップ、ロープ、土のう袋、ゴム手袋等
救出用	バール、はしご、のこぎり、なた、スコップ、ハイジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、防煙・防塵マスク等
救護用	担架、救急箱、簡易テント、毛布、シート等
避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、投光器、懐中電灯、簡易トイレ(大)等
給食・給水用	鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、飲料用水質検査等

(2) 定期点検

毎年10月第一日曜日を全資器材の点検日とする。

付則

1. (施行日)

この防災計画は2020年4月1日から施行する。

自治会駐車場の利用方法

青空駐車は緊急自動車の通行やご近所の迷惑になりますので、自治会の駐車場をご利用ください。駐車場ご利用の際は**住所、氏名、利用期間、車種**を自治会携帯まで迄ショートメールでご連絡ください。

連絡先 070-1256-3167

庭木のせん定と除草

居住して年月が経ちますと、かわいかった庭木も大きく育ち、台風などで倒木の恐れがあり、お庭の雑草の茂みもご近所迷惑をかける場合があります。適時せん定等を行い、安心して住める環境づくりにご協力お願いします。

せん定枝の収集日

せん定枝等の回収日は**毎週木曜日**になりました。8時30分までに集積所にお出してください。大量回収する必要がある場合は下記にご連絡ください

依頼先 資源再生センター 046-242-4600

9:00~12:00、13:00~16:30（平日受付）

不法投棄

連絡先 046-225-2790

ゴミ資源集積所には布団やカーペット等粗大ごみは出せません。出された場合は不法投棄になりますのでご注意ください。また不法投棄されたごみを見つけた場合はすぐ環境センターにご連絡ください。

お近くのゴミ集積所

をご利用ください。ゴミ集積所の清掃、お近くの道路植樹柵や植え込みの除草、また道路等に捨てられたごみの回収にもご協力お願いします。 みんなで暮らしやすい街を創りましょ

う。ゴミ集積所の修理はゴミ集積所 No と依頼者名を班長又は
連絡先 070-1256-3167 にショートメールでご連絡ください

警察総合相談室（電話・面接）

困ったときは#9110へ 毎日24時間受け付けています。